

平成 29 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	象 潟 市 民 サービス センター 長	田 中 義 樹
仁 賀 保 市 民 サービス センター 長	加 藤 淳 子	金 浦 市 民 サービス センター 長	佐々木 善 博
会 計 課 長	加 藤 信 子	建 設 課 長	土 門 保
観 光 課 長	藤 谷 博 之	水 道 課 長	佐 藤 清
消 防 次 長 兼 警 防 ・ 予 防 課 長	本 間 徳 之		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成29年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第3号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第4号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第5号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第6号 にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について
- 第5 議案第7号 にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第8号 にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第9号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第10号 にかほ市老人福祉センター条例を廃止する条例制定について
- 第9 議案第11号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第12号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第13号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第14号 にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第15号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第16号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第17号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第18号 第2次にかほ市総合発展計画の策定について
- 第17 議案第19号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第18 議案第20号 債権の放棄について
- 第19 議案第21号 債権の放棄について
- 第20 議案第22号 市有財産の無償譲渡について
- 第21 議案第23号 相互救済事業の委託について
- 第22 議案第24号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第23 議案第25号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第24 議案第26号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第25 議案第27号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

- 第26 議案第28号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第27 議案第29号 平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第28 議案第30号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第31号 平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第32号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第31 議案第33号 平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）について
- 第32 議案第34号 平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第33 議案第35号 平成29年度にかほ市一般会計予算について
- 第34 議案第36号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第35 議案第37号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第36 議案第38号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第37 議案第39号 平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第38 議案第40号 平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第39 議案第41号 平成29年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第40 議案第42号 平成29年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第41 陳情第1号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第42 陳情第3号 巾山スキー場の存続についての陳情
- 第43 継続審査について
陳情第2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情
- 第44 議会改革等協議会報告の件
- 第45 議提第1号 にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第46 議提第2号 地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第47 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時01分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	春男	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	15番	佐々木	正明
16番	宮崎	信一	17番	加藤	照美
18番	佐藤	元	19番	佐藤	文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤	信夫	班長兼副主幹	加藤	潤
主事	土井	絵里香			

.....

説明員

市長	横山	忠長	副市長	須田	正彦
教育長	齋藤	光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤	洋
財務部長	佐藤	正春	市民福祉部長 (福祉事務所長)	伊東	秀一
農林水産建設部長	佐藤	均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤	克之
教育次長	齊藤	義行	ガス水道局長	佐藤	次博
消防長兼消防署長	伊藤	伸司	会計管理者	浅利	均

総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐々木俊孝	象潟市民サービスセンター長	田中義樹
仁賀保市民サービスセンター長	加藤淳子	金浦市民サービスセンター長	佐々木善博
会計課長	加藤信子	建設課長	土門保
観光課長	藤谷博之	水道課長	佐藤清
消防次長兼 警防・予防課長	本間徳之		

.....

午前10時02分 開 会

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。18番佐藤元総務小委員長。

【総務小委員長（18番佐藤元君）登壇】

●総務小委員長（佐藤元君） おはようございます。それでは、一般会計予算特別総務小委員会の審査が終了しておりますので、報告いたします。

議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算について、全員の賛成で可決と決しております。

それでは、小委員会の審査内容を若干報告いたします。

議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算、歳入でございます。

31ページ、歳入15款1項2目利子及び配当金、地域振興基金利子600万円であります。これについては、国債に対する年0.6%の利回りの見込み額を計上しております。

42ページ、歳出です。1-1-1、13節委託料10万8,000円です。この件につきましては、議会では常任委員会や各会派が6年ほど前から各地の自治体を訪問し、議場における配信システムの状況について調査・研究を進めてきたところであり、議会には厳しい意見もあるようですが、それに応えていくためにも配信システムの改善は重要課題と認識しております。申し入れも行っているところですが、再度検討をしていただきたいと思います。

これにつきまして答弁です。重要課題であり、システムの改善は十分認識していると。今後、前向きに検討をしていくものと考えておるといふ答弁をいただいております。

53ページ、2款1項19節国際交流協会補助金60万円及び国際交流事業補助金718万6,000円、国際交流事業は旧町時代からの事業を引き継いでいるものであります。アナコーテス市には象潟中の生徒、オクラホマには仁賀保中の生徒が訪問する生徒が多い印象を受けているところですが、交流事

業の公平性を考えるとき、改善の余地はないのかということでもあります。

これに対して、指摘の点はいなめないが、学校側とも協議をしております。国際交流協会の事業の一環でもありますので、協会とも協議を重ね、検討しながら改善に努めていきたいと、このように答弁を受けております。

なお、金浦中学校からは、少人数ですが、どちらへも参加はしております。

127ページ、9-1-3の15節工事請負費であります。1,350万円ほど計上しておりますが、これは平沢地区第5分団第1部一般の自動車ポンプ車庫格納庫を解体し、新たに金浦の防災センター隣にある第4分団第1部一般の格納庫と同類のものを現在地の駐車場に建設するものであり、解体費、外構費の52%に当たる230万円は、平沢自治会が負担するものであります。

130ページ、9款1項19節消防費の防災士育成事業補助金9万円ですが、質問の中で防災士認証登録者数が少ないことは、平成28年度当初から伺っていたが、認証に当たっての受講者が少ない要因としては、どのようなことが考えられるのか。

これに対して当局は、第1に認証まで多くの時間を要することです。一例では、仙台市で一日2時間ほどの講習を10日間受講し、なおその後、レポートを提出し、そのレポートの提出が認められて初めて受講資格を得られるという、こういう流れになっているようでもあります。ただ、地方開催も行っているようではありますが、地方開催の場合は、ある一定の人数が50人、60人、70人と受講者数がまとまらないと開催しないというふうな現状のようでもあります。それから、講習期間が年間の中で限られているということでもあります。メインとなっているのが3月、6月、10月、12月と、このような形で分けられておまして、これは何も当局の職員や議会がどうのこうのというわけではないわけですが、定例会の開催の時期と重なっていることも、要因とはならないかもしれないけれども、たまたまこういう形で開催がずっと継続されていると、こういうことでもあります。

それとあわせて、防災士認証登録に当たっての当初の取り組みとPR不足もあったことは、当局も認めているようでもあります。いずれにしても重要な課題と認識しておるので、今後はいろいろな手段を講じて認証登録後の対応も含め対策を検討していきたいとしております。

秋田県内においては、大仙市が259名、秋田市169名、能代市97名、由利本荘市83名、横手市が56名と続いているようでもあります。昨日いただいた資料によりますと、ちなみににかほ市は8名が登録をしているようでもあります。具体的な内容は、確認していないので、これ以上申し上げられませんが、資料上は8名となっております。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 委員長にお伺いいたします。一番最後に御報告ありました防災士育成事業補助金、これ、私の記憶が間違っていなければ、平成27年度・平成28年度もこの事業をやっていたかと思えます。審議の中で、平成27年度・平成28年度、この事業を行って、この防災士育成事業で実際に講習を受けられた方がいたか、いなかったか、その点は確認されておりますか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 総務小委員長。

●総務小委員長（佐藤元君） その件についても防災課長から答弁をいただいております。当然、

委員の中からも同様の質問がありましたけども、受講者まで至らなかったというふうに答弁をいただいております。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） そうすれば、平成27年度・平成28年度は、この事業をやってきたけども実際にいなかったと。平成29年度に向けて具体的なそのPRというか、その点に関して当局の方を考え方を審議していればお伺いいたします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 総務小委員長。

●総務小委員長（佐藤元君） 若干私触れましたけども、この防災士に当たっては、全国で12万五、六千人ほど登録されているようですが、例えば市がかかわってこの事業を今後とも継続していくということになりますと、実際、仮にその防災士として認証登録に当たった後、実際そのような実践にたどり着いたときに、当然いろんなことが問われるわけですが、そのときに当然市民もそうですけども、防災士に対してそれだけのものを期待するわけですから、その実践に伴ったいろんな成果というものが、必ずしも目に見える形で上げることが可能だという保証は、今の現在では保証は何もないわけですね。そういう意味では、うちの委員からも出ましたけども、後方支援で、いろんな形で費用弁償も含めて、やっぱり環境整備なんかもしながら、そういったことを整えながらしていかないと、なかなか例えば認証登録したにしても、それがどのように本当にその防災に対して効果をもたらしていくのかということ是不透明だというお話もありましたので、それももっともだと思います。そこら辺も今後とも調整しながら、防災課としては前向きに取り組んでいきたいと、このように答弁を受けております。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生小委員長（伊藤知君） 平成29年3月8日、当小委員会に付託になりました案件についての審査が終了いたしましたので、報告いたします。

議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算について中、市民福祉部、教育委員会に関する事項でございます。

全員の賛成によって、可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

最初に、議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中についてでございます。

最初に、市民福祉部関係でございます。

生活環境課。環境型社会形成推進交付金というのは、どういうものですかという質問に対して、環境プラザの建設に係る国からの補助金です。補助率は3分の1相当の分となりますとの答弁をいただいております。それに足して、環境プラザは完成したわけですが、最終的に交付金や合併特例

債等、総計でどのくらいの割合になるのかという質問がありました。

答弁です。今現在の総工費40億7,200万円のうち、補助金が11億4,500万円、地方債が27億3,500万円、一般財源が1億9,100万円となっておりますとの答弁です。

次に、健康推進課です。歳入の県補助のがん検診受診率向上推進事業が新規として行われましたが、これによってがん検診の受診率は向上したのですかという質問でした。

受診率は毎年向上しており、がん検診は、ほぼ50%台に達しております。平成28年度の目標を、ほぼ達成している状況です。

未受診者の対策として、電話をかけるコールリコール事業による効果が大変大きいと考えていますとのことです。

次に、子育て長寿支援課です。

地域介護福祉空間整備事業等福祉整備交付金について、今回は浩寿苑から申し込みがありました。他の施設の状況はどうですか。

答弁です。各施設の防犯対策については把握しておりません。対象施設について、今後、防犯対策状況について調査していきたいと思っておりますという答弁をいただいております。

次に、福祉課関係です。

臨時福祉給付金について何人ぐらいの人がもらわなかったのか。

当初は、対象者を4,900人ほど見込んでおりましたが、実際の申請者は4,352人、申請がなかった方は522人という状況だそうでございます。

次に、教育委員会関係です。

教育総務課です。

象潟小学校大規模改修工事について、財源や主な工事内容について説明を求めます。

答弁です。4億2,461万1,000円が総事業費であります。財源内訳ですが、国庫補助金は1億3,332万円、起債は合併特例債を活用することとし、補助額の2億9,120万円——これは10万円単位になるようであります——したがって、一般財源は端数の9万1,000円となるものです。工種別の工事額です。建設工事費2億8,150万円、電気設備工事費3,900万円、機械設備工事費6,150万円、外構工事費2,800万円と積算しているものです。

生涯学習課です。

歳入の雑入、文化講演会及び勤労青少年ホーム主催事業の入場料収入減額について、単純な入場者減だけでなく、当局ではどのような原因があると考えているのかに対し、主たる客層である婦人層に人気の高い方でないと入場者増にはつながらないのではないかと考えておりますとのことでした。

象潟郷土資料館です。

エレベーターの設置をしないうことで設計委託料の減になったとの説明がありましたが、その経緯を説明してください。

答弁です。一つは、建物が狭く、エレベーターをつけることによって、さらに狭くなくことがあります。もう一つは、3階にある池田修三さんの作品展を公会堂で行うことを検討しております。さ

らに、この建物は、いずれ古文書や郷土の宝物の収蔵管理に重点を置いていくことを検討しております。また、とりあえず、2階展示室に同じ階の入り口から入ることができますので、この入り口から入りやすくするような改修も行うことでエレベーターの設置は行わず、屋根や外壁の改修を中心に最低限の改修といたしますという答弁でしたが、その答弁に対して、収蔵庫として活用していくとの説明ですが、郷土資料館の展示ということ自体については、今後どのように考えているのかという質問がありました。

答弁です。象潟郷土資料館については、主に収蔵施設として活用していきたいと思っておりますが、にかほ市誕生後、にかほ市全体の資料館というものが現在ありませんので、これについては空き施設の活用なども検討しながら、1ヵ所で展示できるような施設を検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

次に、議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算についてでございます。

市民福祉部関係です。

生活環境課。

ごみ収集運搬委託料が平成28年度は入札ということでしたが、平成29年度も入札という考えでよろしいのでしょうか。

答弁です。平成28年度は、新しい施設稼働にあわせて収集運搬の組み替えがありましたので入札を行いました。平成29年度については、どのようにするかまだ決めておりません。今後については、財政当局と協議しながら決めたいと考えておりますとの答弁でした。

健康推進課です。

成人保健事業費のピロリ菌抗体検査事業については、検査は無料ということでしたが、除菌についての助成はないのですかの質問に対して、検査の流れとしては、最初に1次検査として尿中抗体検査を行います。1次検査で陽性となった場合は、2次検査として呼気検査を行い、2次検査までは無料となります。その検査の結果、最終的にピロリ菌がいた場合には除菌となりますが、その場合は、1,000円の自己負担をいただいて実施いたします。

子育て長寿支援課関係です。

一般介護予防事業評価事業、事業の内容はという質問に対して、第7期の介護保険事業計画を策定するのですが、地域の課題を把握するためにアンケート調査を行います。その結果をもとに総合事業運営や計画の策定の資料としていくもので、アンケート内容についてはこれから決めていく予定です。

福祉課です。

重度障害者のタクシー券の助成について、対象者はどのくらいおりますか。

重度障害者移送事業のタクシー券の対象者ですが、にかほ市全体で障害者は1,522名いる中で障害の等級内容により対象になると思われる方は488人になります。

教育委員会関係です。

教育総務課です。

今後のスクールバスの運行委託について、どのように考えていますかに関して、現在、院内小学

校スクールバスについては業者委託をしております。金浦スクールバスは個人へ委託しております。平成30年4月からは象潟小学校のスクールバス4台を業者に委託することを考えており、市のスクールバスが全部で6台となりますので、全てを業者委託したいという考えのようでございます。

生涯学習課関係です。

家庭教育支援事業に関しての内容の説明を求めています。

答弁です。子どもを取り巻く環境が、学校だけでは解決するのが難しくなっていることから、家庭を含めた学校内の問題解決につながる専門部署のつなぎ等のサポートをする人材の育成を進めるための事業となるということでございます。以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設小委員長（宮崎信一君） それでは、当委員会に付託になりました下記事件につき、審査が終了いたしましたので報告をいたします。

議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算について中、農林水産建設部、商光観光部、農業委員会に関する事項について、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を御報告申し上げます。

議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての方でございますが、8款2項3目道路新設改良費、平沢小出2号線について質問がございました。仁賀保中学校から国道7号線までの用地買収について、買収で何か問題等ございましたかということでございます。

お答えの方は、今年度、用地交渉として昨年の8月に説明会を開催し、用地の契約に動いております。対象者は35人ほどおりまして、1件ずつ交渉に当たってきており、順調に推移してきております。今現在、1件返事をいただいている方がおりまして、その方については現在鋭意交渉中ですが、契約できない場合は、更に不用額で落ちることになります。しかし、その方については、平成29年度の工事区間ではなく、平成30年度の工事区間となるため、引き続き用地交渉に臨んでいきたいと考えているということでございます。平成30年度完成の予定でございます。

現場踏査の方を行っておりまして、象潟中学校線、それから木の根橋の繰越明許、温泉保養センターはまなす、それから株式会社秋田マシナリーの方を現場踏査していることを申し添えます。

続きまして、議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算について。

6款2項4目13節です。松くい虫防除について、年々予算額が上がっているのは、樹幹注入の効果がなかなか見受けられないためなのでしょうかと——お答えでございます。九十九島のような公益性の高い場所については、国や県の指定により重点的に無人ヘリによる散布を行っており

まして、その他の地区については、樹幹注入や伐採による対応をしております。しかし、近年は松くい虫の発生が増えており、薬剤の散布量を増やさなければ対応が追いつかず、さらには民地には伐採するしかない松も多くなってきているため、予算を増額して計上しているという答弁でございました。

次は、6-2-3霊峰公園地内にある市有林の伐採について。伐採に当たって、ブナを植える会から要望があったと伺っておりますが、どのような要望がありましたか。

答弁でございます。ブナを植える会からは、霊峰公園地内がブナを植える上で適地であるため、植えさせてほしいという要望がありました。一方、市有林として管理していましたスギやマツについては、標高が高いこともあり、根曲りしたり幹が細いままで生育が止まってしまうなど、生育に余り適さない環境であったため、伐採したマツやスギを財産処分し、その跡地へブナの木を植樹する計画を進めているところであります。ブナを植える会から要望のあったことは、伐採を決める要因の一つではありますが、総合的に勘案した結果による今回の予算計上であります。ちなみに595万5,000円でございます。

そのほか、市の単独事業といたしまして8款2項3目でございます。道路橋梁維持費、それから排水路維持費改修費、河川維持改修費、合わせて26件、金額にして5,000万円ほど、こちらが地区要望の予算となっております。市に寄せられました要望が253件、建設課関係で162件、26件でございますので16%の措置ということになります。以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論・採決を行います。

初めに、議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第26号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第26号は各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

次に、議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第35号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第35号は各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時35分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時45分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第1、議案第3号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第40、議案第42号平成29年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの議案40件、日程第41、陳情第1号地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情及び日程第42、陳情第3号巾山スキー場の存続についての陳情の陳情2件、計42件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長並びに第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤元総務常任委員長。

【総務常任委員長（18番佐藤元君）登壇】

●総務常任委員長（佐藤元君） それでは、総務常任委員会の審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第3号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第4号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第5号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第6号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてであります。全員の賛成で可決と決しております。

議案第7号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第20号債権の放棄について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第21号債権の放棄について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第23号相互救済事業の委託について、全員の賛成で可決と決しております。

陳情第2号共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情についてであります。これは継続審査と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第6号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてであります。

ここで言う第1条の特定業務施設とは、本社機能を指し、一つ目に事務所、二つ目に研究所、三つ目に研修所のいずれかを指すものであり、生産や販売部門に使用される工場及び営業所、店舗など

は含まないものとしております。

不均一課税の適用要件として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、秋田県知事の認定を受け、にかほ市内の区域に機能の移転、または拡充した業者となります。

本社機能と工場と一緒に移転したとしても、対象は本社機能のみとなります。

計画認定の要件が4点ほどありますが、全て満たされなければ対象とはなりません。

議案第23号相互救済事業の委託についてであります。

この救済事業の補償内容では、地震における被害は対象となるか、掛金の内訳などはどうかということであります。

答弁です。地震、津波、噴火は対象外となっております。

平成28年度予算では、全国自治協会への加入物件数656件で428万円を計上していました。これを今回の公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託することにより、平成28年度同様の656件で100万円ほど安くなり、320万円を計上しております。現在の契約内容で推移するとすれば、平成29年度より保険料は3.5倍の約1,495万円と試算しているところであります。また、この共済に取って代わる新たな商品は、民間も含め今現在見当たらないようであります。委託先変更に当たっては、平成28年1月28日の全国自治協会理事会において、平成28年度末、今年3月31日をもって特例措置が終了することによるものと伺っております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊藤知君） 平成29年3月8日、当委員会に付託になりました案件の審査が終わりましたので、報告をいたします。

議案第8号にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号にかほ市老人福祉センター条例を廃止する条例制定について、議案第11号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について、議案第27号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第28号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について、議案第29号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第30号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、議案第36号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第37号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第38号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、以上12議案に関しては、全員の賛成により可決と決しております。

それでは、審査の内容を報告いたします。

議案第8号にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定については、関連議案でしたので一緒に議案審査をしております。

委員からは、次のような発言がありました。

空き校舎の利用を検討するということだが、小出小学校は閉校して2年になるが、まだ内部で検討して何に使うか決まっていない。来年、上郷、上浜も閉校して、それも追い打ちをかけて検討をしなくてはならない。早め早めに利活用をどうするか急ぐ必要があると思う。今、次長は、小出小学校は検討しているとのことだったが、検討している中で体育館とグラウンドは条例を作っていくということだが、一括して全体的な中で利活用をどうするか考えなくてはならない。結局最後、校舎全体がどうするかを後ざりになってしまう。そしてもう一つ、グラウンドと体育館は無料だが、仁賀保、象潟の施設は有料であり、金浦体育館は無料だ。合併してから市では統一することになっている。10年以上も経過して統一できないのに、今回また無料というのは、これは合併協定事項にあるのだから、新市になって検討すると言っているのに金浦体育館及び岡の谷地グラウンドは無料となっている。10年も経過してまだ統一していない、その辺りの考え方はどうなのかという意見が出ました。

答弁です。我々も平成30年4月に何らかの利活用を平成29年度中に定めたいとは考えているところです。けれども、なかなか全庁的に統一した考えを持っていないということで、小出小学校も2年かけて結論を出すことができなく申しわけなく思っているところであります。これ以上増えて三つの空き校舎ということになりますので、何とかその三つを有効に使えるところを模索しながら定めていきたいと思えます。

もう一点、料金の統一ですけれども、委員の言うとおりに我々も何とか料金の統一を試算までしてまいりましたけれども、全庁的な市長部局、教育委員会部局の統一をすることができず、現在に至っております。教育委員会では、平成29年度に統一したいという考えを持っていましたが、今、市長部局の方で平成30年度から改正したいという目標を持っているようでございますので、あとはそれに向けて改正できるように我々も再度見直しを図って、万全の態勢を図っていきたいと思えます。

教育委員会としては、教育施設だけで改正したいと思っておりますが、そこをもう少し詰めていきたいと思えますとのことでした。

当委員会では、市長部局からの意見も聞きたいということで、総務部長から出席をいただき、審査を行いました。

総務部長からの答弁です。本来であれば今年度中に公共施設等の利用料を統一するということがありましたが、その算定根拠を細かい形で算定し、内部協議したのですが、全ての施設に対して細かい算定根拠でやる必要はないということで、集会施設や体育施設を統一することで、再度、利用料の統一の方法を検討するということが平成29年度に持ち越しております。

公共施設使用料検討委員会で平成29年度にある程度の周知期間を設け、その後、統一した料金でを行うと考えているという答弁をいただいております。

当委員会では、総務部と教育委員会の意見のすれ違いがあるということで、再度、教育委員会と

総務部の方ですり合わせをしてくださいという要望をいたしました。その結果として、各条例の施行規則に次の文言を明記するとの報告がありました。にかほ市公共施設使用料改定に伴う統一使用料の施行の日までの措置とすると、無料の料金は、その統一料金の施行の日までとするという期間がうたわれております。この規則に関しても告示行為ですので、告示行為を忘れることなく、しっかりと掲示するようにという要望をしてあります。

次に、議案第36号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてであります。財源である財政調整基金が平成29年度末で550万円を見込んでいるということですが、今後の運営にどのような影響がありますかに関し、国保新制度に関連して県が市町村ごとの1人当たりの税額の試算を明らかにし、先般、新聞に連載されました。にかほ市としては、保険税を相当上げなければならない状況ははっきりしたわけです。平成30年度からの国民健康保険は、県に統合されることとなりますが、その前段として平成29年度の対応は、保険料を上げるかどうかの検討をしております。が、考え方としては、税率を引き上げなければならない状況にあるのではないかという認識を持っており、保険料の上げ幅の関係もあることから、場合によっては一般財源からの繰り入れにより、税率の上げ幅での負担を減らすことも検討しているということでもあります。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設常任委員長（宮崎信一君） 当委員会に付託になりました案件が審査を終わっておりますので、御報告申し上げます。

議案第12号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号市有財産の無償譲渡について、議案第24号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第25号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第31号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第32号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第33号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）について、議案第34号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について、全員の賛成により可決と決しております。

続きまして、議案第39号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第40号

平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第41号平成29年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第42号平成29年度にかほ市水道事業会計予算について、全員の賛成により可決と決しております。

陳情第1号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情及び陳情第3号巾山スキー場の存続についての陳情、全員の賛成により採択と決しております。

内容について若干御報告を申し上げます。

議案第12号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について。

当市の農業施設でございますが、施設について当初はどのような目的で建設されたのか、また、その目的は達成されたのかという質問であります。

答えの方は、目的としては、冬師地区で作付されている大豆を味噌や豆腐などに加工したり農業関連の集会施設として活用するなどの目的で建築されました。建築年が昭和59年で建築から30年以上も経過しておりますので、その目的や役割は達成されたものと見込みまして、自治会との協議の結果、無償譲渡することにしております。そのために修繕工事を行うわけですが、その修繕工事の工事費の金額は幾らですかということで、工事費としては518万4,000円の契約を締結しておりますが、契約後に不具合が更に出てきたために増額の必要があり、変更契約の手続を進めているところであります。いずれにしましても予算額が600万円となっておりますので、予算の範囲内での工事となります。

次に、議案第13号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

農業集落排水地域において極端に接続率が低い地域についての質問がございました。ちなみに接続率も聞いております。

極端に接続率が低い地域として、上浜中央地区が挙げられますが、ほかの地域と比べて供用開始が遅かったことが要因ではないかということでございます。

それと、杉山処理場の統合については何年度になるのかということでございますが、平成32年度で実施計画に挙げておるということでございます。

続きまして、にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号でございます。

質問でございます。この制度は、事業者にとってありがたい制度だと思いますが、今回また2年延長する経緯について、事業者側から強い要望があったものなのか、また、市がここ数年の伸び率を見て便宜を図るという意味なのか、お伺いします。

お答えです。経緯としては後者の方になりますが、設備投資による企業の経営力強化を支援するために、また、1,500万円以上の借入件数も増加傾向にあることから、それに応える形で2年延長するというものでございます。

また、今回新設する創業資金は、まだ創業していない、あるいは創業して間もない方が対象となるとすると、審査、判断は難しくなるのではないかと。また、創業者への支援リスクが高くなるのではないかとという質問でございますが、答弁でございます。基本的には、融資について金融機関の判断があります。また、創業計画が確実に創業可能かどうかを商工会が事業内容を確認いたします。

更に、起業創業資金の対象が、産業競争力強化法第2条第23項第1号から4号までに定める創業者となっており、この産業競争力強化法における創業支援計画の認定を受けた市町村で創業をする者に対しては、創業から5年間、各関係機関が重点的に支援していくことになっておるといふこととございます。その中で審査や持続性の確認をしていくことになっておるといふこととございます。

また、据え置き期間の設定はありますかという質問に対しまして、中小企業振興資金制度の全てで貸付期間は10年以内、また、1年以内の据え置き期間を含むこととございます。

続きまして、議案第16号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、今回のガスの料金の改定の件とございますが、前回はいつごろ改正されて、改正と改正の期間はどれくらいか。また、今回、新供給料金となり改正されるわけとございますが、いろいろな状況によって変わらざるを得ない時期が来るといふと思いますが、そのあたりのこととお伺いしますこととございます。

答弁とございます。合併後におきましては、ガス料金の改定は今回で3回目となります。1回目が平成19年度で改定率が16.72%、18立方メートル当たり483円の値上げを行っております。その主な理由は、旧町単位で別々であった料金を統一することと熱量変更事業が終了したこととございます。再度原価を見直したことによります。次は平成24年度に行っており、改定率が14.0%、18立方メートル当たり508円の値上げをしております。そして今回、平成29年度の改定率が8.50%で、18立方メートル当たり352円の値上げとなっております。この3回の値上げによりまして合計で1,343円値上げとなっております。改正期間につきましては、5年をめぐりに行っておりますが、10億円の赤字といふものがありますから、その辺を見きわめながら今後も考えていきたいといふ答弁をいただいております。

また、今回の値上げについては、国の関与がなくなりまして、今までは経済産業局の方から認可をもらって値上げをしていたので、これらの申請どおり値上げとはなりません。原料の価格が下がれば、それに伴って料金も下げておりました。人件費、減価償却費など固定費は決まっておりますので、なかなか黒字化にはできないでおりました。ここ最近では、平成24年と平成25年度の2カ年くらいしか黒字にはなっておりません。今回からは完全自由化となりましたので、材料費は下がりましたが、やはり赤字からの脱却といふものを考慮し、改定率8.5%という数字をたたき上げました。ただし、国が定めているガス料金算定規則にのっとって作成しておりますので、国からの監査を受けてもしっかりと答えられるようなものとなっておりますといふ御答弁をいただいております。

それから、陳情第1号については、昨年度も同じ内容で来て、採択と決しておりますので、当委員会でも採択といふふうにしております。

陳情第3号については、いろいろと議論とございました。今、まさに公共施設等の再編計画が行われようとしております。その中でも存続といふこととございまして、今ある施設を今すぐどうこうではなく、まだ使えるのであれば使えるだけ使おう、そういう形でよいのではないかといふ意見とございました。巾山の現場の方へ行きまして、圧雪車の今後何年見込めるのか、それから、ティーバーリフトの故障やいろいろと審査をいたしまして、今のところ市内の子どもたちの遊び場として、もう少し活用ができるのではないかといふふうな結果をもちまして、採択と決しております。

以上です。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 委員長にお伺いいたします。

一番最後に御報告ありました陳情の件に関してでございます。委員会の方でも現場視察もして、さまざま質問されているいろいろお話伺ったと聞いておりますけれども、今シーズンも何か私も聞いたところによると、営業シーズン中に圧雪車の故障もあつたりして、利用者さんに御迷惑をかけたというところもあつたようです。我々に示されている公共施設等総合管理計画の中では、中山スキー場は現状維持だけれども、黄色の現状維持です。黄色の色分け。平成34年には、築後34年を迎えるわけですけれども、陳情の精査をしたときに当局側の担当者、出席いただいたかどうかちょっと分かりませんが、今現在の当局側の考え方として、今後その中山スキー場の運営のあり方について、どのような考え方を持っているのか等々審査していたら、ちょっとお聞かせ願います。

●議長（菊地衛君） 委員長。

●産業建設常任委員長（宮崎信一君） 御質問にお答えをいたします。

圧雪車の故障については、そのとおりでございまして、年数が大分、20年以上経過しているというところで部品がなかったようでございます。たまたま福島県にあった中古の部品をいただいてきて、それで一応とりあえず直したということございまして、じゃあそれが来年、再来年、今後何年もつのかという保証はちょっとできかねると。ちなみにお値段はということでお伺いしましたらば、2,000万ぐらいはするのではないかと。いわゆる外国製なものですから、なかなかお値段の方も高い。そういう形で、例えばあそこにティーバーリフトではなくて普通のリフトをつけていく、それから、建物にしてはまだ使えるということで、今、風車の作業員の方々がちょっとお休みになって、人間がいた方が、誰かが住んでいた方が、使っている方が建物は傷まないだろうと。冬場の期間にしても建物の方はしばらく使えるであろうと。ですから、今後続けていくためには、ティーバーリフト、それから圧雪車、このあたりが問題になってくるのではないかと。

中山スキー場についてですが、今まで5年継続で土地の借り上げ契約をしております、平成28年3月31日で5年の契約更新時期を迎えており、今回、平成28年度について3ヵ年で借り上げ契約をしております。ですから、年度としては平成30年度までの3ヵ年で契約をしておるところまで審査をいたしております。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成29年3月8日に付託になりました、議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第35号平

成29年度にかほ市一般会計予算について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については、全員の賛成により可決に決しております。

また、議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算については、全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長。

【第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長（佐々木正明君） 第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員会に平成29年3月8日に付託になりました議案第18号第2次にかほ市総合発展計画の策定について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第18号第2次にかほ市総合発展計画の策定については、全員の賛成により可決と決しております。

なお、以上の報告をもって本特別委員会は廃止といたします。以上です。

●議長（菊地衛君） これから第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで第2次にかほ市総合発展計画調査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第3号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。
これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。
これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。
これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市老人福祉センター条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。
これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。
これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。
これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。
これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。
これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。
これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号第2次にかほ市総合発展計画の策定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。
これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。
これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号債権の放棄についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号債権の放棄についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号相互救済事業の委託についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成28年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成29年度にかほ市一般会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。
これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。
これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。
これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。
これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。
これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成29年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。
これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成29年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。
これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。
これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号巾山スキー場の存続についての陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。
これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第43、継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第2号共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申請書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、陳情第2号については、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

所用のため、暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時49分 休 憩

午前11時51分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
先ほどの発言を撤回いたしまして、審査報告を継続いたします。
日程第44、議会改革等協議会の報告の件を議題といたします。
本件について委員長の報告を求めます。議会改革等協議会委員長6番伊藤知議員。

【議会改革等協議会委員長（6番伊藤知君）登壇】

- 議会改革等協議会委員長（伊藤知君） 昨年6月の定例会において設置した議会改革等協議会の協議の内容、活動の報告については、これまで全員協議会の場で中間報告を1回、さらに議長への提言後にも1回行ってきました。

また、本協議会は、各会派から選出された議員で構成されておりますので、これまでの実績については、皆様より共通認識をしていただいていると理解をしております。

それでは、主な協議、提言事項について報告いたします。

一つ目として、議会報告会実施要綱（案）の策定についてであります。

議会報告会の実施については、議会基本条例の第10条に規定されていますが、第2項において議会報告会に関することは別に定めることとしております。しかし、これまで別に定めるものはなく、

その都度、実施の方法等を協議して開催してきたのが現状であります。

そこで本協議会では、実施の内容や班編成、役割分担等の基本項目を定めた議会報告会実施要綱（案）を策定し、議長に対して昨年10月に提言しております。

また、この実施要綱（案）は、広報広聴委員長にも渡しておりますので、これからの広報広聴委員会で協議され、改めて皆様にお示しされるものと考えております。

二つ目として、議会基本条例の検証、見直しについてであります。

本日、議提第1号としてにかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを上程しておりますが、今回、本協議会では議会基本条例の前文及び第1条から第26条までの全ての条文について検証を行っております。

主に前文においては、新たに「議会基本条例」を「議会運営における最高規範」と位置づけることとしております。

また、今回新たな章を設け、継続して議会改革に取り組むための常設機関「議会改革等推進会議」を設置することとしております。

今後は、第13条、法第96条第2項の議決事件、第15条、予算及び決算における説明など、本協議会で申し送る事項を含め、議会改革及び議会基本条例の検証、見直しについては、この議会改革推進会議で行っていただく考えであります。

報告については以上でございますが、この報告をもって、本議会改革等推進会議は廃止いたします。以上、ありがとうございました。

●議長（菊地衛君） 日程第45、議提第1号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について及び日程第46、議提第2号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書についてまで、2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、議提第1号について、6番伊藤知議員の説明を求めます。6番。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 先ほど議会改革等協議会の協議の内容をお話したとおりでございます。

議提第1号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員渡部幸悦、同じく佐々木春男、同じく飯尾明芳、同じく鈴木敏男、同じく佐藤文昭、同じく市川雄次、同じく小川正文でございます。

●議長（菊地衛君） これから議提第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号についての質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第1号、にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号について16番宮崎信一議員の説明を求めます。16番。

【16番（宮崎信一君）登壇】

●16番（宮崎信一君） 議提第2号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成29年3月15日

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員伊藤竹文、同じく渡部幸悦、同じく佐々木春男、同じく佐々木弘志、同じく鈴木敏男。

次のページに内容の方が（案）の方で載っております。御一読を願います。

意見書の提出先といたしまして、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣塩崎恭久様、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。

これから議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

これから議提第2号地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第2号、地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後0時00分 閉 会
